

令和2年12月4日

保護者 各位

茨城県立多賀高等学校長 岡部 和也

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う茨城県からの要請」の変更に伴う生徒の欠席等の取り扱いについて（連絡）

令和2年11月27日付け「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う本県からの要請」が茨城県より発表になり、Stage 3への対応が変更されました。ここで、改めて生徒の欠席等の取り扱いについてまとめましたので、ご確認ください。

また、感染拡大防止の徹底が呼びかけられているところです。マスクの着用・手指消毒の徹底・換気の徹底・3密回避等これまで以上に警戒して、実行していくことが重要です。ご家庭におかれましても、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【出席停止扱いになる場合】

	出席停止の根拠	出席停止の期間
本人が感染した場合	学校保健安全法第19条に基づく出席停止	完治するまでの期間
本人が濃厚接触者		陰性であっても、感染者と最後に接触した日から14日間
本人に発熱等の風邪症状がある場合	感染症予防対策のため出席停止	風邪症状が治るまで
同居の家族が発熱等の風邪症状がある場合		同居の家族の風邪症状が治るまで（発熱等がなくなるまで）
同居の家族が濃厚接触者と認定された場合		PCR検査等で陰性が確定するまでの期間

◎濃厚接触者とは

- 患者が発病した日の2日前から接触した者のうち下記に該当する者
 - ・感染者と同居あるいは長時間の接触があった者
 - ・対面で会話することが可能な距離（1メートル以内で15分、感染予防なしで接触した者。マスクをしていても大声での会話等があれば対象となる）

◎校内で感染者が出た場合の対応

- 保健所、県教育庁高校教育課の指導の下、濃厚接触者の調査等を行います。
- 感染者が判明した翌日は、学校全体を臨時休業にします。
→その後、感染者の学校内での活動状況や地域の拡大状況を踏まえ、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業を判断します。
- 学校からの連絡はClassiもしくは電話で致します。
学校ホームページ等での情報提供は致しません。

問い合わせ先：茨城県立多賀高等学校
TEL0294(33)0044 教頭 鈴木 圭一